

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

保険の満期金があるが申告はどうするの？

Q：私は主婦ですが、平成7年中に満期になった保険があり満期金を受け取っています。確定申告の必要がありますか。

A：満期保険金は、収益50万円までなら所得税はかかりません。それを超える場合は確定申告の必要があります。

【解説】

生命保険契約の満期保険金、損害保険契約の満期返戻金等を受け取ったときは、一時所得として課税されることになっています。

一時所得には50万円の特別控除がありますので、収益（保険金の受取金額から支払保険料などを差し引いた金額）が50万円以下であれば、所得税は課税されません。しかしそれを超えた場合は当然、確定申告しなければなりません。

ただし、一時払い養老保険や一定の一時払い損害保険で保険期間が5年以下のものや、5年以内に解約したものは、所得税・住民税を合わせて20%の税金が源泉徴収されており、これで課税関係は終了しますので、確定申告の必要はありません。

ところで、保険金ぐらい申告しなくてもわからないだろうと思われるかもしれませんが、保険金の支払については、保険会社から税務署に支払調書が送られていることを付け加えておきます。

